

はしがき

本書に収録した行政実効性確保法要綱案とその解説、及び行政の実効性確保に関する諸論稿は、いずれも JSPS 科学研究費補助金・基盤研究(B) 19H01414「行政の実効性確保法制の整備に向けた総合的研究：統一法典案策定の試み」の助成を得て実施した研究プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）の成果である。

1990年代以降、行政手続法の制定と第1次改正（平成5年法律第88号・平成17年法律第73号）、中央省庁等改革や地方分権改革の実施（平成11年7月・同年12月成立の諸法律、平成11年法律第87号）、そして、行政事件訴訟法の改正と行政不服審査法の全面改正（平成16年法律第84号・平成26年法律第68号）と、行政法の教科書が取り扱う基本的な法制度の大きな改革や改編が進展した。加えて、行政情報の公開に関しては、行政機関情報公開法と独立行政法人等情報公開法が制定され（平成11年法律第42号・平成13年法律第140号）、個人情報保護に関しても、行政機関個人情報保護法と独立行政法人等個人情報保護法が制定され（平成15年法律第58号・平成15年法律第59号）、その後さらに「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和3年法律第37号）が成立した。この法律による改正により、国に先行して一部の団体で整備が進められてきた地方自治体の個人情報保護制度を含めて、公的な部門における個人情報保護の制度は個人情報保護法（平成15年法律第57号）の統一的な規律の下に置かれることとなった。

情報公開と個人情報保護の前提となる公文書管理に関しても、国については公文書管理法が制定され（平成21年法律第66号）、国の公務員法制に関しては内閣人事局を設置すること等を内容とする国家公務員法の改正等が実施されている（平成26年法律第22号）。

このように、社会経済状況の変化に対応するために行政法領域における基幹的な制度の改革・整備が行われてきたのに対し、行政の実効性確保に関する法制度に係る整備は大きく立ち遅れた状況にある。行政の実効性確保の制度が整備されていない状況の下にあっては、法令に定められた権力的な手段を発動したとしても空振りになる可能性が高いため、行政の現場においては

行政指導に頼りがちとなる。法令違反の状態が積み重なれば、日本社会と国民経済、そして具体の個人に不利益が生じ、最悪のケースにあつては国民の尊い生命が奪われて重大な財産上の被害が生ずることとなりかねない。令和3（2021）年7月に熱海市伊豆山で発生した土石流災害（死者行方不明者28名、最大で580人が避難）は、わが国において実効性確保の制度整備が遅れていることの弊害を如実に示したものとえよう。

プロジェクトの経緯等に関しては、第1編第1部の「序説」をご参照いただくこととするが、本「はしがき」において、行政手続、行政救済、及び国・地方の統治制度等の分野に比して大きく制度の整備が立ち遅れてきた行政の実効性確保の領域に関し、通則的な法律である行政代執行法（昭和23年法律第43号）及び同法の周辺に位置する個別法の仕組みについての改革の具体像を提示し、関係諸方面への問題提起となることを期待してプロジェクトを実施してきたプロジェクト参加者の思いをご理解いただくならば幸いである。

なお、プロジェクトは、当初、実施期間を3年間と想定して平成31（2019）年4月にスタートしたものの、新型コロナウイルス感染症のまん延のなかで期間を4年に延長することを余儀なくされた。しかしながら、幸いなことに、参加メンバーのご尽力を得て、ここに行政実効性確保法要綱案とその解説、及び行政の実効性確保に関する諸論稿を収録する本書を刊行することができた。まず、編者として参加メンバーの皆様にお礼を申し上げる。また、出版事情の厳しいなか、本書の刊行をご快諾いただいた株式会社民事法研究会の取締役編集部長田中敦司氏に心よりお礼を申し上げる。本書が、行政の実効性確保の制度に関心をもつ研究者に加え、制度の充実を願う行政関係者、さらには立法関係者のお手元に届き、ひいては、制度整備に向けた議論に一石を投ずることになるならば、プロジェクトの代表兼本書の編者として幸いである。

令和5（2023）年3月

編者 高橋 滋

プロジェクトメンバー

[50音順]

【研究代表者】

高橋 滋 法政大学法学部教授（編者）

【研究分担者】

木藤 茂 獨協大学法学部教授

小舟 賢 甲南大学法学部准教授

周 菡 久留米大学法学部教授

須藤 陽子 立命館大学法学部教授

田中 良弘 立命館大学法学部教授

野口 貴公美 一橋大学大学院法学研究科教授

服部 麻理子 山口大学経済学部准教授

濱西 隆男 筑波学院大学経営情報学部教授

宮森 征司 新潟大学法学部准教授

【研究協力者】

松永 邦男 元内閣法制局第一部長

（所属等は令和5年3月現在）

第1篇

行政実効性確保法 要綱案

第
1
部

序 説

第1章

本書の概要

高 橋 滋

I 本書の刊行の経緯

「はしがき」に述べたように、本書に収録した諸論稿は、いずれも科学研究費補助金・基盤研究(B)19H01414「行政の実効性確保法制の整備に向けた総合的研究：統一法典案策定の試み」の助成を得て実施した研究プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）の成果を収録したものである。プロジェクトは、行政の実効性確保のための法制度の統一的な整備に係る政策的提言、特に、制度改正への議論を触発するため、将来に期待される法案制定作業に資することを目指して法制的な検討を加えた統一法典案及び個別法の整備方針（複数の選択肢及びその組合せ）を提言することを主たる目標として、実施したものである。

新型コロナウイルス感染症のまん延のなかでの作業であったものの、参加されたメンバーのご尽力を得て、当初に予定した「行政の実効性確保を図るための行政代執行法の全面改正・関連諸法制の整備法要綱案（行政実効性確保法要綱案）中間案」を作成し、パブリックコメントを経た上で、最終版を確定させてここに公表する次第である（以下「行政実効性確保法要綱案」という。）。なお、本書には、後に述べるように、プロジェクト参加者が各人の学問的な問題意識に基づいてプロジェクトに関連する個人研究を進めた成果も収録している。

II プロジェクトの概要

1 プロジェクトの背景

行政の実効性確保の制度が我が国において十分に機能してこなかったこと、何らかの抜本的な法制度的手当には必要であることに関しては、学界においてもほぼ共通の問題意識が形成されているであろう。過去に学説において説かれていた行政上の義務の履行確保について民事執行法の制度を利用することについても、宝塚市パチンコ店等建築制限条例事件上告審判決・最判平成14年7月9日民集56巻6号1134頁は、国又は地方公共団体が財産権の主体として自己の財産上の権利利益の保護救済を求める場合は格別、専ら行政権の主体として国民に対して行政上の義務の履行を求める訴訟は、法律上の争訟として当然に裁判所の審判の対象となるものではなく、法律に特別の規定がある場合に限り、提起することが許される、と判断している。

そして、現行制度に関する様々な問題点は学説においてたびたび指摘がされてきたものの、政府においても行政の実効性確保のための法整備に向けた動きは見られてこなかった。現時点において、実効性確保の制度の充実に関する議論を深化させる手掛かりを欠いている状況にあった、とって過言ではないであろう。

そこで、法制的な検討を加えた統一法典案及び個別法の整備方針（複数の選択肢及びその組合せ）を提言することによって、将来に期待される法案制定作業に資するとともに、学説の議論の活性化を図ることが今日的には重要であると考えた研究者が集まることによって、プロジェクトは開始された。

2 プロジェクトの実施経緯

(1) 実施の体制

プロジェクトの実施に際しては、参加者が各人の分担領域について責任をもって研究を進めつつ、年4回参加者全員が集まって報告・討論を行う全体会を開催する方式を採用した。また、プロジェクトの後半においては、要綱

案及び個別法の整備方針の作成をインテンシブに行う必要が生じたことから、研究代表者を含めた3名による作成チームを編成し、その成果を全体会に還元する作業を行った。

プロジェクトの実施に際しては、将来の法案作成作業に資する程度まで法制的な検討を加えることが適当と考えられることから、内閣法制局の各部長を歴任された松永邦男氏に研究協力者としてご参加を頂き、全体会において法制的な観点からの貴重なコメントを頂戴したほか、丙案の骨格の作成についてもご助言を頂いた。また、総務省在職中に行政不服審査法の立案作業に参画し法制執務に通暁した濱西隆男氏（筑波学院大学教授）及び検察官任官の経歴を持つ田中良弘氏（立命館大学教授）に要綱案作成チームに参加していただき、松永氏にもほぼ毎回の作成チームの会合にご出席をいただいた。

なお、研究者の参加するプロジェクトであることから、プロジェクト参加者には、要綱案作成の作業への関与に加え、各人の自由な問題意識からプロジェクトに関連性のある研究成果を公表することをお願いした。本書第3篇に収録した論稿はそのような参加者の個別研究の成果である。

(2) プロジェクトの対象

当初、プロジェクトにおいては、制裁目的の公表や課徴金等の新たな実効性確保手段のほか、宝塚市パチンコ店等建築制限条例事件において問題となった行政上の義務の履行確保を目的とした司法的執行を可能とする特別立法等、行政の実効性確保に関する法制度について幅広く統一法典又は個別法の整備方針を示すこと等も想定していた。

しかしながら、プロジェクトを進めるなかで、「行政上の義務」や「強制」、さらには「即時強制（あるいは即時執行）」等の基本的な概念に関して参加メンバーの間において理解に違いのあることが明らかとなり、また、理解や用語の違いを立法によって整理することが適当であるかについて見解は分かれた。さらには、統一的な法典の対象をどこまで広げるか等に関しても、様々な意見が参加者から出された。

そこで、議論を収束させるため、法令・条例等に立法例があり、過去の議論の蓄積も一定程度ある、講学上の「代執行」「直接強制」「即時強制（即時執行）」「執行罰（間接強制）」に分類される制度に作業対象を絞って、要綱案

の作成に着手することとした。よって、制裁的な公表や制裁手段としての課徴金等の仕組みはプロジェクトの対象から除外されている。また、司法的執行を認める特別立法に関しては、行政の実効性確保の制度を充実させ、かつ、必要な場合に裁判所の関与の仕組み（令状等の発付や許可を要件とする等）を設けるならば必要性は失われるのではないかとの結論に至ったため、要綱案等においては盛り込まれていない。

(3) 要綱案の基本的な構想

また、プロジェクトの目的は、将来に期待される立法作業に資する素材を提供し、議論を喚起することにある点に照らし、要綱案に関しては、一案に収斂させることなく、立法に際しての選択肢と選択肢を提示した理由・根拠を示すことに主眼を置いた。このような作業を実施したものとして、過去に公文書管理法（平成21年法律第66号）の制定前に公表された高橋滋＝総合研究開発機構共編『政策提言——公文書管理の法整備に向けて』（商事法務、2007年）がある。同書も、公文書管理法制定の具体的な目途のなかった時期において、将来の立法に資するものとし、併せて議論を喚起する目的をもって、法律制定作業について想定される論点と具体的な選択肢とを示そうとしたものであり、同法の制定作業において活用された。

このような目的に基づき、行政実効性確保法要綱案は、甲案、乙案及び丙案の3案をそれぞれ対等の重み付けを与えられたものとして取り込んでいる。案を一本化せず、各案についても考え得る選択肢を盛り込んだことに関しては、様々な評価があり得るものとする（後述するパブリックコメントにおいても同趣旨の疑問は寄せられた）。しかしながら、立法に最終責任を有さず、各人の立場が尊重されるべき研究者によるプロジェクトの成果物であることから、この方式が妥当なものであったものとプロジェクトの代表者としては考えている。これらの案の概要とその理由・論拠に関しては、各案の解説等を参照されたい。もっとも、行政代執行法の改正案に内容を絞り込んだ丙案にあっても、個別法の整備方針の下に現行制度の改善の方向性が示されている点は強調しておきたい。

(4) パブリックコメントと自治体アンケート

行政実効性確保法要綱案の作成に際しては、関係者から幅広くご意見を頂

戴し、併せて、議論を広く喚起する目的をもってパブリックコメントを実施した。22名の研究者及び実務家から延べ150件以上の意見が寄せられたことに対し、ここに心よりの謝意を表明したい。なお、お寄せいただいたご意見のなかで取り入れることができるものについては、最終案にすべて取り込んだ。もっとも、簡易の不服申立ての制度を創設すべきではないか、代執行の空振り対策（代執行に着手した後に義務者が自ら義務を履行した場合における着手費用の徴収）や仮差押えの仕組みを設けるべきではないか等の貴重なご意見を頂戴したものの、ご指摘を踏まえて具体的制度を新たに設計することに困難のあったことから、立法時において検討されるべき新たなご提案として整理させていただくこととした。この点、ご理解を頂戴できれば幸いである（寄せられたコメントと行政実効性確保法要綱案への反映結果については、本書の資料篇第3章に掲載した）。

また、パブリックコメントと並行して、行政実効性確保法要綱案に係る立法事実を探るため、自治体アンケートを実施した。延べ810の自治体から丁寧なご回答を頂戴した。行政代執行法等の運用に関してリアルな回答を統計的に有意な形で得ることができたことについては、そのこと自体が貴重な学問的成果であった。また、内容の紹介は割愛するものの、行政実効性確保法要綱案を踏まえた立法化の必要性を示す様々な事実が確認できたものと考えている。ご多忙の中、アンケートにご回答をいただいた自治体担当者の皆様に深くお礼を申し上げる次第である。

Ⅲ 本書の構成と各章の概要

1 本書第1篇「行政実効性確保法要綱案」

本書の第1篇は、プロジェクトの主たる成果物である行政実効性確保法案とその基本的な考え方の解説とを収録するものである。具体的には、第1部には、「本要綱案の基本的な考え方」（高橋滋・濱西隆男・田中良弘）、「甲案・乙案と丙案の関係」（松永邦男）を収録し、第2部「要綱案（甲案・乙案・丙案）」

において要綱案の本体を収録した。

2 本書第2篇「行政実効性確保法要綱案の解説」

また、本書の第2篇には、要綱案作成チームに参加した濱西隆男教授と田中良弘教授による「要綱案（甲案）の解説」（第1部）、「要綱案（乙案）の解説」（第2部）、「要綱案（丙案）の解説」（第3部）を収録した。要綱案はプロジェクトの共同作業の成果であるが、これらの解説は濱西（第1部第1～4章）・田中（同第5～7章、第2、3部）両氏個人の責任の下において執筆されたものである。ただし、実際の起草作業に当たった者の解説であることから、各案を理解する上での参考としていただければ幸いである。

3 本書第3篇「行政の実効性確保に関する諸論点」

なお、プロジェクトにおいては、上述のように、参加メンバーが各人の問題意識に基づいて個人研究を実施しており、第3篇にはその成果を収めた。具体的には、「代執行・直接強制・即時強制」（須藤陽子執筆・第1部第1章）、「行政上の義務の諸相」（木藤茂執筆・第1部第2章）、「公表」（野口貴公美執筆・第2部第1章）、「司法的執行をめぐる議論——フランス法における行政の実効性確保手法の概観を中心として——」（服部麻理子執筆・第2部第2章）、「自治体における金銭徴収——自治体の債権回収に関する調査を素材に——」（小舟賢執筆・第3部第1章）、「行政上の強制徴収に係る組織体制整備——地方税滞納整理機構を素材として——」（宮森征司執筆・第3部第2章）である。

4 本書資料篇

加えて、プロジェクトにおいては、行政実効性確保法要綱案を契機として立法作業が実施される必要のあることを客観的な資料をもって裏付けるため、行政代執行法及び関連する個別制度の運用状況を調査する自治体アンケートと金銭徴収の運用に関する自治体ヒアリングを実施した（小舟賢・周蒔・宮森征司）。その結果は、行政実効性確保法要綱案とともに、プロジェクトの大きな成果と位置付け得ることに照らし、資料編のなかに担当者による概況説明を掲載した（自治体アンケートの詳細に関しては、一般財団法人行政管理研

究センターのウェブサイトを参照されたい)。

最後に、資料篇には、行政実効性確保法要綱案に関するパブリックコメントに寄せられた意見と最終案への反映結果とともに、海外の法制度に関する邦語文献の調査結果である「海外の実効性確保法制に関する日本の研究状況」(野口貴公美執筆)も収録した。

第
2
部

要綱案（甲案・乙案・丙案）

第1章 総則

1 趣旨／目的

【甲案】

- ① 代執行・直接強制・間接強制・即時強制の手段及びその手続等について規律を設ける趣旨を、新法の目的規定において明らかにする。
- ② 国民の権利・利益及び公共の福祉を確保するため、上記の手段は、公正かつ時宜に適って行使されるべきとの趣旨を、新法の目的規定のなかで明らかにする。

【乙案】

甲案・丙案いずれの考え方もあり得る。

【丙案】

代執行と間接強制に関する一般法という新法の性格から、目的規定ではなく趣旨規定を置く。

2 定義

(1) 概説

【甲案】

- ① 代執行・直接強制・間接強制・即時強制について定義規定を置く。
これらの各手段については、概念が一部重複することを許容した上で、実施規定において調整する。
- ② 行政手続法と同様に「法令」に関する定義規定を置く。

【乙案】

定義規定を設けない。

【丙案】

[A案] 代執行と間接強制について定義規定を置く。

[B案] 定義規定を設けない。

(2) 代執行

【甲案】

- ① 行政代執行法2条の代執行の定義から要件に関する記述を削除する。
- ② 代執行の対象となる義務や実施要件については、第2章において規定する。
- ③ 作為と不作為を明示的に区別するため、「行為」に代えて「作為」を用いる。
- ④ 代執行に該当する行為をなし得る者を明確にするため、「第三者」の範囲を具体的に定義する。

【乙案】 (定義規定は設けない。)

【丙案】

[A案] 甲案①～③と同様。④については、行政代執行法の文言を維持。

[B案] (定義規定は設けない。)

(3) 直接強制

【甲案】

- ① 通説的な講学上の定義（義務者の身体又は財産に対し実力を行使して義務の実現を図る行為）を前提とする。ただし、本要綱案においては、上記の定義に照らし、重大な権利侵害を伴う行為のみを直接強制とする立場を採らず、相手方の不利益が比較的小さい行為¹も直接強制に含まれるものとする。
- ② 代替的作為義務ないし代執行との関係

〔A案〕 直接強制は、代執行と区別するため他人が代替できない義務（非代替的作為義務と不作為義務）を対象を限定する²。

〔B案〕 代替的作為義務を直接強制の対象とした上で、代執行としてされるものを除く³。

〔C案〕 代執行と直接強制の関係については、直接強制の根拠となる個別法（条例を含む。以下同じ。）の規定に委ねる。

③ 直接強制の対象となる義務や実施要件については、第3章において規定する。

【乙案】（定義規定は設けない。）

【丙案】（直接強制に関する規定は設けない。）

（4）即時強制

【甲案】

- ① 即時強制を、相手方に義務を課さず（義務を課す時間的余裕がない場合を含む。）実力を行使するものと位置付ける。
- ② 定義上は、人の身体や財産に対する実力の行使⁴から代執行又は

1 例えば、違法に放置された物件の撤去がこれに該当する（物件の放置の禁止は不作為義務を賦課するものであるが、その解消手段としての撤去は行政庁による作為であるから、本要綱案においては直接強制と位置付けられる）。

2 A案を採用した場合、代替的作為義務について、義務の内容である作為と異なる行為を行政が実施することも「代執行」に含まれる（ただし、個別法に代替的作為義務と異なる内容の実力を行使できる旨とその内容について規定する必要がある（第2章第1節2(1)【甲案】④〔甲-1案〕参照）。この点に関する意見につき、第2章注4参照）。

3 行政が代替的作為義務の内容そのものを実施する場合を代執行、別の行為により代替的作為義務が履行されたときと同様の状況を実現する場合を直接強制として区別する（看板の撤去を命じてそれを塗りつぶす行為や、沈没船の引揚げを命じてそれを爆破する行為が後者に該当する）。なお、代執行が可能である場合は原則として直接強制をすることはできず、上記のように代執行では目的を達成することが事実上困難である例外的な場合にのみ直接強制ができることとする。

4 定義上は即時強制となり得る行為を広くとった上で、整備法の策定段階において、個別法を精査し、相手方の同意がある場合など根拠規定が不要である場合を含め個別法の在り方を検討する。

【執筆者紹介】

(掲載順)

高橋 滋 (たかはし しげる) 法政大学法学部教授

一橋大学博士(法学)。徳島大学専任講師、同助教授、一橋大学助教授、同教授を経て、2016年より現職。主な著書として、『行政法』(弘文堂、初版2016年、第2版2018年)、『現代型訴訟と行政裁量』(弘文堂、1990年)、『先端技術の行政法理』(岩波書店、1998年)、『科学技術と行政法学』(有斐閣、2021年)、『環境政策と行政法学』(日本評論社、2022年)、主な編著として『公文書管理の法整備に向けて』(商事法務、2007年)がある。

松永 邦男 (まつなが くにお) 元内閣法制局第一部長

東京大学法学部卒業、ハーバード・ロースクールLLM。自治省入省後、司法制度改革推進本部事務局、内閣法制局総務主幹等を経て、内閣法制局第一部長(2017年退職)。主な著書として、『地方自治総合講座2 自治立法』(ぎょうせい、2002年、共著)、主な論文として、「合衆国における州法人課税の基本構造—ユニタリー・タックス問題を中心として(1)~(14・完)」自治研究62巻2号(1986年)~同67巻2号(1991年)などがある。

濱西 隆男 (はまにし たかお) 筑波学院大学経営情報学部教授

京都大学学士(法学)。総務省、尚美学園大学教授を経て、2022年度より現職。主な共著として、『条解 行政情報関連三法』(弘文堂、2011年)、『条解 行政不服審査法〔第2版〕』(弘文堂、2020年)、主な論文として、「行政法の実効性確保法制の整備に向けて」行政法研究35号(信山社、2020年)、「行政調査手続について」水野忠恒先生古稀記念論文集『公法・会計の制度と理論』(中央経済社、2022年)がある。

田中 良弘 (たなか よしひろ) 立命館大学法学部教授

一橋大学博士(法学)。一橋大学特任准教授、新潟大学准教授、同教授を経て、2021年より現職。著書として、『行政上の処罰概念と法治国家』(弘文堂、2017年)、編著として、『企業法務担当者のための行政法ガイド』(第一法規、2017年。共編)、『自治体の実務1—空き家対策—』(信山社、2020年。共編)、『テキストブック 法律と死因究明』(信山社、2021年。共編)、『原子力政策と住民参加』(第一法規、2022年)がある。

須藤 陽子（すとう ようこ） 立命館大学法学部教授

立命館大学博士（法学）。大分大学専任講師、同助教授、日本社会事業大学助教授を経て、2003年より現職。主な著書として『行政法入門』（法律文化社、2022年）、『過料と不文の原則』（法律文化社、2018年）、『行政強制と行政調査』（法律文化社、2014年）、『比例原則の現代的意義と機能』（法律文化社、2010年）、共編著として人見剛・須藤陽子編『ホーンブック 地方自治法〔第3版〕』（北樹出版、2015年）、共著として『行政代執行の理論と実践』（ぎょうせい、2015年）、『重要判例とともに読み解く個別行政法』（有斐閣、2013年）がある。

木藤 茂（きふじ しげる） 獨協大学法学部教授

東京大学法学部卒業、ドイツ・チュービンゲン大学法学修士。14年間にわたって総務庁（現：総務省）等で行政実務に従事した後、一橋大学法学研究科助教授、獨協大学法学部准教授を経て、2015年より現職。近年の主な論文として、「行政責任と核心領域説」獨協法学105号（2018年）、「行政法学からみた国の行政組織における企画・立案と総合調整」法律時報92巻12号（2020年）、「行政組織の機能と課題」公法研究83号（2022年）などがある。

野口 貴公美（のぐち きくみ） 一橋大学大学院法学研究科教授

一橋大学博士（法学）。法政大学専任講師、同助教授、中央大学准教授、同教授を経て、2016年より現職。著書として、『行政立法手続の研究—米国行政法からの示唆』（日本評論社、2008年）、共著に、『ストゥディア行政法〔第2版〕』（有斐閣、2020年）、『行政法 Visual Materials』（有斐閣、初版2014年、第2版2020年）、『行政法判例50!』（有斐閣、2017年）、共編著に、『安全・安心の行政法学』（ぎょうせい、2009年）がある。

服部 麻理子（はっとり まりこ） 山口大学経済学部准教授

一橋大学博士（法学）。山口大学経済学部講師を経て、2014年より現職。共著書として、『行政法 Visual Materials』（有斐閣、初版2014年、第2版2020年）など、主な論文として、「行政裁量統制における最高裁判所の法的価値判断」行政法研究33号（2020年）、「フランス法における黙示の行政決定制度について」立教法学80巻（2010年）などがある。

小舟 賢（こふね まさる） 甲南大学法学部准教授

一橋大学博士（法学）。広島修道大学法学部専任講師、同准教授、甲南大学法科大学院准教授を経て、2019年より現職。共著として、『行政法 Visual Materials』（有斐閣、初版2014年、第2版2020年）がある。

宮森 征司（みやもり せいじ） 新潟大学法学部准教授

一橋大学博士（法学）。（一財）行政管理研究センター研究員、長野県立大学グローバルマネジメント学部助教を経て、2022年より現職。著書として、『自治体事業と公私協働』（日本評論社、2023年刊行予定）、共著として、高橋滋編『行政法 Visual Materials』（有斐閣、第2版2020年）、田中良弘編『原子力政策と住民参加』（第一法規、2022年）がある。

周 菡（しゅう せい） 久留米大学法学部教授

一橋大学博士（法学）。久留米大学専任講師、同准教授を経て、2022年より現職。主な論文として、「中国における原子力政策と住民参加」田中良弘編著『原子力政策と住民参加』（第一法規、2022年）、「公共事業の民営化と『公益（public interest）』の概念」一橋法学18巻2号（2019年）、「食品安全と食品防御」高橋滋ほか編著『食品安全法制と市民の安全・安心』（第一法規、2019年）、「東アジアの食品リスクに係る法制度」一橋経済学9巻1号（2015年）がある。

行政の実効性確保法制の整備に向けて

——統一法典要綱案策定の試み——

2023年3月31日 第1刷発行

定価 本体 5,800円＋税

編著者 高橋 滋

発行 株式会社 民事法研究会

印刷 株式会社 太平印刷社

発行所 株式会社 民事法研究会

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿3-7-16

〔営業〕 ☎03-5798-7257 FAX03-5798-7258

〔編集〕 ☎03-5798-7277 FAX03-5798-7278

<http://www.minjiho.com/> info@minjiho.com

落丁・乱丁はおとりかえます。 ISBN978-4-86556-557-7 C3032 ¥5800E
組版／民事法研究会（Windows10 Pro 64bit+InDesignCC 2023+Fontworks etc.）